

静岡県景観形成推進アドバイザー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、景観形成に取り組む静岡県内の市町（指定都市を除く。以下「市町」という。）に静岡県景観形成推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、市町の景観形成施策の推進を支援し、もって県土の良好な景観形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてアドバイザーとは、景観及び景観に関連する分野における専門的知識を有する者で、知事がアドバイザーに委嘱した者をいう。

2 この要綱において、景観形成活動団体（以下「団体」という。）とは、市町区域内において良好な景観の形成に取り組んでいる2人以上で構成される者をいう。ただし、民間企業は除くものとする。

3 この要綱において、景観形成活動とは、団体が行う景観の形成に関する取組をいう。

(業務)

第3条 アドバイザーは、市町または団体が実施する次に掲げる取組への助言等を行うものとする。

- (1) 公共施設等の構想・検討
- (2) 公共施設等の設計・色彩・デザイン等の検討
- (3) 景観に関連する計画の検討
- (4) 景観形成の啓発に係る講演
- (5) その他良好な景観形成に資する取組

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。

2 アドバイザーは再任することができる。

3 前項の規定に基づく再任の手続は、知事が別に定めるものとする。

(派遣手続)

第5条 市町がアドバイザーの派遣を希望するときは、派遣を希望するアドバイザーを名簿から選定し、「静岡県景観形成推進アドバイザー派遣申請書」（様式第1号）を静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課長（以下「県」という。）に提出するものとする。

2 県は、前項の規定に基づく申請について必要と認める場合は、「静岡県景観形成推進アドバイザー業務実施依頼書」（様式第2号）により、アドバイザーに依頼し、「静岡県景観形成推進アドバイザー派遣決定通知書」（様式第3号）により、市町

に通知するものとする。

- 3 アドバイザーの派遣を受けた市町は、業務終了後速やかに「静岡県景観形成推進アドバイザー派遣実績報告書」（様式第4号）を県に提出するものとする。

（団体による提案）

第6条 団体は、自らが行う景観形成活動について、市町の景観形成施策に寄与すると認めるときは、景観形成活動所在地の市町に対し、団体へのアドバイザーの派遣を提案することができる。

- 2 前項の規定によりアドバイザーの派遣を提案する団体は、「静岡県景観形成推進アドバイザー派遣提案書」（様式第5号）を市町に提出するものとする。
- 3 市町は、前項の規定による提案について、市町の景観形成施策に寄与しないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした団体に通知しなければならない。
- 4 市町は、第2項の規定による提案について、市町の景観形成施策に寄与すると認めるときは、県にアドバイザーの派遣を申請することができる。
- 5 当該提案をした団体は、アドバイザー業務の円滑な実施について、県及び市町に協力しなければならない。

（提案による派遣手続）

第7条 市町が、前条第4項の規定により、アドバイザーの派遣を希望するときは、派遣を希望するアドバイザーを名簿から選定し、「静岡県景観形成推進アドバイザー派遣申請書」（様式第6号）を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定に基づく申請について必要と認める場合は、「静岡県景観形成推進アドバイザー業務実施依頼書」（様式第7号）により、アドバイザーに依頼し、「静岡県景観形成推進アドバイザー派遣決定通知書」（様式第8号）により、市町に通知するものとする。
- 3 アドバイザーの派遣を受けた市町は、業務終了後速やかに「静岡県景観形成推進アドバイザー派遣実績報告書」（様式第9号）を県に提出するものとする。

（守秘義務）

第8条 アドバイザーは、第3条の業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（費用の支払い）

第9条 県は、アドバイザーが第3条の業務に従事した場合は、予算の範囲内において報償費及び旅費を支払う。

- 2 報償費は、知事が別に定める額とする。
- 3 旅費は、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年8月1日条例第48号）に準ずる額とする。

(庶 務)

第 10 条 アドバイザーの派遣に関する庶務は、静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。